

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	4-6
許認可等の種類	向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付			
根拠法令条例等・条項	麻薬及び向精神薬取締法第50条の7において準用する第10条			
許認可等の概要	向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・麻薬及び向精神薬取締法第50条の7で準用する第10条 向精神薬試験研究施設設置者は、登録証をき損し、又は亡失したときは、30日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその登録証を添えて、厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては厚生労働大臣に、都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては都道府県知事に、登録証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 向精神薬試験研究施設設置者は、第50条の7において準用する第10条第1項の規定により登録証の再交付を受けた後、亡失した登録証を発見したときは、30日以内に、厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては厚生労働大臣に、都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては都道府県知事に、その登録証を返納しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	-			